

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No. 2 1 2 0 1 0 . 1 1 . 1
発 行 責 任 者 柿 本 克 彦
編 集 責 任 者 教 宣 部

訓告処分は断じて許さない！！

なんで現場社員が訓告なん？！

10月29日、大阪仕業検査車両所の社員に「訓告」処分が通告されました。処分理由は、8月25日、仕業検査において天井管とコーベルワイヤー端子部との隙間確認に適性を欠き、結果として列車遅延を発生させたこととなっています。

この事象は、8月24日に仕業検査でB11編成パンタグラフのベロー付バネ取替作業を行い、翌8月25日に新横浜駅で12号車のパンタグラフの動作がおかしいと申告があり、岡山支所で調査したところ天井管とコーベルワイヤー端子が接触しているのが発見されました。

実際の8月24日の仕業検査のベロー付バネ取替作業では、先に行われた会社の訓練どおりに十分注意しチェックシートに記入を行い、管理者立ち会いのもと作業を終了しているのです。

しかし、事象発生後、会社は自らの訓練での説明不足（隙間管理について）を「知っているはず」、「聞かなかったから言わなかった」と現場作業員だけに責任を押し付け、さらには訓告処分ではたまったものではありません。

皆さん、おかしいと思いませんか？

なぜ、訓練どおり管理者立ち会いのもと一生懸命作業を行った社員が訓告処分なののでしょうか？現場では、「こんなんやったら作業でけへん！」「立ち会った管理者の責任はどうなんだ！」「そもそも、新横浜、熱海で異常を確認したにも関わらず岡山まで営業運転しているではないか！」と声が上がっています。

会社は自らの説明不足を認め訓告処分を撤回しろ！！